

- (1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。(第4条、第9条、別表第1関係)
- (2) 日本郵政公社法の施行等に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(第12条関係)
- (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 掛金の納付方法に口座振替の方法を加えることとした。(第3条及び別記第4号様式関係)
- (2) 加入証書等に記載している問い合わせ先を障害保健福祉課から知的障害福祉課に変更することとした。(別記第6号様式及び別記第7号様式関係)
- (3) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 第2条、第4条及び第8条中「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改めることとした。
- (2) 第8条ただし書中「24か月以内とする。」を「この限りでない。」に改めることとした。
- (3) 第8条の表を次のように改めることとした。
 - ア 牧場の用途の欄中「乳用牛」の次に「及び肉用牛」を加えることとした。
 - イ 同表牧場の用途の項家畜の条件の欄中「24か月令」を「30か月令」に改めることとした。
 - ウ 乳用牛のほ育及び育成の項使用期間の欄中「23か月」を「29か月」に改めることとした。
 - エ 肉用牛の育成の項及び肉用牛の夏期放牧の項を削ることとした。
- (4) 別記様式(第2条関係)記中「・夏期放牧」を削除し、「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改めることとした。
- (5) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の次に関する規定を整理することとした。
 - ① 設立認証申請書等
 - ② 役員の変更等の届出
 - ③ 定款変更認証申請書等
 - ④ 事業報告書等の提出
 - ⑤ 清算人の就職の届出
- (2) 組織の改正に伴い、公衆の縦覧の場所に係る規定を整理することとした。
- (3) この規則は、平成15年5月1日から施行することとした。
ただし、公衆の縦覧の場所に係る規定については、平成15年4月1日から施行することとした。
- (4) この規則の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証を申請中の団体も含む。)が特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により添付する事業計画書及び収支予算書の対象期間及び事業報告書等を提出する時期については、特定非営利活動促進法の改正に伴う措置に応じた経過措置を講じることとした。

◇熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成3年熊本県規則第23号)第12条第1項第1号タ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加えることとした。
- (2) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)第17条第1項第1号ソ中「集合郵便受箱」の次に「、信書便差出箱」を加えることとした。
- (2) 熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)第34条の熊本県自然環境保全審議会を熊本県環境審議会に改めることとした。
- (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、第34条の改正規定は平成15年7月1日から施行することとした。

◇熊本県会計規則の一部を改正する規則

- (1)
 - ① 収納代理郵便官署等の文言の整理を行うこととした。